

## あなたの身近な 相談相手

# 民生委員・児童委員

問い合わせ 福祉政策課  
☎229-3283 ☎229-3334

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された地域の福祉を担うボランティアで、児童福祉法に定める児童委員も兼ねています。また、民生委員・児童委員の中には、児童福祉に関する支援を専門に担当する主任児童委員がいます。現在、市内では、550人(定数)の民生委員・児童委員と43人(定数)の主任児童委員が活動しています。



民生委員・児童委員の任期は3年です。11月30日に任期満了となるため、今年は一斉改選が行われます。

### 民生委員・児童委員の主な活動

民生委員・児童委員は、地域で常に住民の立場に立って相談や援助を行い、社会福祉の増進に努めています。

- 福祉のことで困っている人の把握
- 住民福祉の増進を図るための活動や福祉に関する悩み・心配ごとの相談、助言
- 福祉サービス利用の情報提供と援助
- 市役所や社会福祉施設など関係機関との連携、支援
- 保護を必要とする児童、妊産婦、一人親家庭などの発見と抱える問題の把握

### 主任児童委員の主な活動

主任児童委員は地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、相談や支援などを行っています。

- 児童福祉関係機関と区域を担当する児童委員と

の連絡調整

- 子育てを行うための啓発活動
- 区域を担当する児童委員の活動に対する援助や協力

### 民生委員児童委員協議会の主な活動

民生委員・児童委員が所属する民生委員児童委員協議会は市内21地区にあり、次のような活動をしています。

- 委員同士の連携・協力や情報交換のための定例会
- 福祉制度の理解を深めるための研修会
- 児童福祉、高齢者福祉、障がい者福祉の専門部会活動
- 子育てサロンや防犯パトロール、子どもや高齢者とのふれあい事業、認知症予防教室など各地区民生委員児童委員協議会独自の福祉サービスの提供



育生地区で開催された  
情報交換会の様子

## プライバシーを守ります

民生委員・児童委員には「守秘義務」があり、業務の中で得た個人情報や秘密は他に漏れることはありません。個人の秘密は固く守られていますので、福祉に関する悩みや心配事は、ぜひご相談ください。

お住まいの地区を担当する民生委員・児童委員の名前・連絡先を知りたいときは、福祉政策課または各総合支所市民福祉課(福祉課)へお問い合わせください。

## 7月は社会を明るくする運動強調月間

問い合わせ 福祉政策課  
☎229-3283 ☎229-3334

7月1日の「更生保護の日」から1カ月間は「社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」強調月間です。国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい地域社会を

築くための全国的な運動で、市内各地でも啓発活動などの運動を展開します。

皆さんが、それぞれの立場で地域を考え、できることから地域活動に参加してください。安全で安心して暮らせる明るい地域社会を築くため、ご理解とご協力をお願いします。

### 行動目標

- 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう
- 犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう
- これらの点について、地域社会の理解と協力の輪を広げよう